



賛助会員入会のおすすめ

公益財団法人 国際人材協力機構

JITCO

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

賛助会員入会のおすすめ

公益財団法人国際人材協力機構（Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization：略称JITCO）は、技能実習生・研修生、特定技能外国人等の外国人材の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技術・技能又は知識を開発途上国等に移転することによって、これらの国の人材育成と経済・産業・社会の発展に寄与することを目的とした、総合的支援・サービスを行っています。

国際貢献の一翼を担うJITCOの目的に賛同を賜り、賛助会員にご入会くださいますようお願い申し上げます。

賛助会員の特典

1. 外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局宛での各種申請書類の作成について助言し、点検・提出・取次について優待します。（外国人技能実習機構への監理団体許可申請につきましては助言のみいたします。）
2. 技能実習生等受入れ業務の総合支援システム（JITCOサポート）を提供します。
3. JITCOが実施する各種セミナーについて優待します。
4. 賛助会員が開催する勉強会等にJITCO職員を講師として派遣する講師派遣サービスについて優待します。
5. 賛助会員が技能実習生の入国後に実施する法的保護情報講習に専門講師を派遣するJITCO専門講師派遣サービスについて優待します。
6. 「賛助会員専用ページ」及びメールマガジンにより最新情報を優先的に提供します。
7. 総合情報誌「かけはし」及び技能実習生・研修生向け母国語情報誌「技能実習生の友」を無料で提供します。
8. JITCOが販売する教材等を割引価格で提供します（一部教材を除く）。
9. 技能実習生・研修生及び特定技能外国人等の受入れに関する個別相談に応じます。
10. 送出し国事情・送出機関等の情報について、優先的により詳細な情報を提供します。

賛助会員年会費

賛助会員の年会費は基礎会費と比例会費から構成されています。

I. 基礎会費

企業会員の基礎会費は、資本金（又は出資金）別、団体会員・個人会員の基礎会費は一律1口10万円で、何口でもご加入いただけます。

団体会員は、商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益財団法人、公益社団法人その他理事長が適当と判断する法人とします。

II. 比例会費

比例会費は賛助会員がJITCOに傘下機関として登録している企業及び個人分の会費です。

企業の比例会費は資本金又は出資金により異なります。

- ※ 複数の賛助会員に傘下機関として登録した場合、比例会費は賛助会員毎に発生します。
- ※ 受入機関（技能実習の団体監理型実習実施者・特定技能所属機関等）が賛助会員特典を受ける場合は、賛助会員である監理団体または登録支援機関等の傘下機関登録が必要です。
- ※ 傘下機関がJITCOの賛助会員となっている場合は、比例会費が免除されます。

加入形態	基 礎 会 費	
企業会員 出資金の総額又は 資本金の額又は	3億円超（注1）	1口 300,000円
	3千万以上3億円以下	1口 150,000円
	3千万未満	1口 100,000円
	資本金又は出資金を有しない機関	1口 100,000円
団体会員	1口 100,000円（一律）	
個人会員	1口 100,000円（一律）	

（注1）資本金又は出資金3億円超の企業であっても、常時使用する従業員の数が、300人以下の企業は、資本金又は出資金3千万円以上3億円以下の会費と同額になります。

	比 例 会 費	
出資金の総額 又は 資本金の額又は	3億円超（注2）	1口 150,000円
	3千万以上3億円以下	1口 75,000円
	3千万未満	1口 50,000円
	資本金又は出資金を有しない機関（注3）・個人	1口 50,000円

（注2）資本金又は出資金3億円超の企業であっても、常時使用する従業員の数が、300人以下の企業は、資本金又は出資金3千万円以上3億円以下の会費と同額になります。

（注3）社会福祉法人を含みます。

Ⅲ. 基礎会費の減免

賛助会員資格の有効期間満了の日までに請求対象となる比例会費については、10万円を上限に基礎会費から減免します。

【例1】 比例会費が5万円の場合：基礎会費10万円+比例会費5万円-免除5万円=年間総額10万円

【例2】 比例会費が10万円の場合：基礎会費10万円+比例会費10万円-免除10万円=年間総額10万円

【例3】 比例会費が15万円の場合：基礎会費10万円+比例会費15万円-免除10万円=年間総額15万円

会員期間及び会費請求日

賛助会員資格の有効期間は、ご入会いただいた月を含む四半期初日から1年間（4四半期間）です。初年度の賛助会費については、提出いただいた書類審査後請求書を発送します。また、翌年度以降の賛助会費の請求日は、ご入会の月を属する四半期初日となります。

なお、一旦納入された会費は、その一部、全部を問わず、返還できかねますのであらかじめご了承ください。

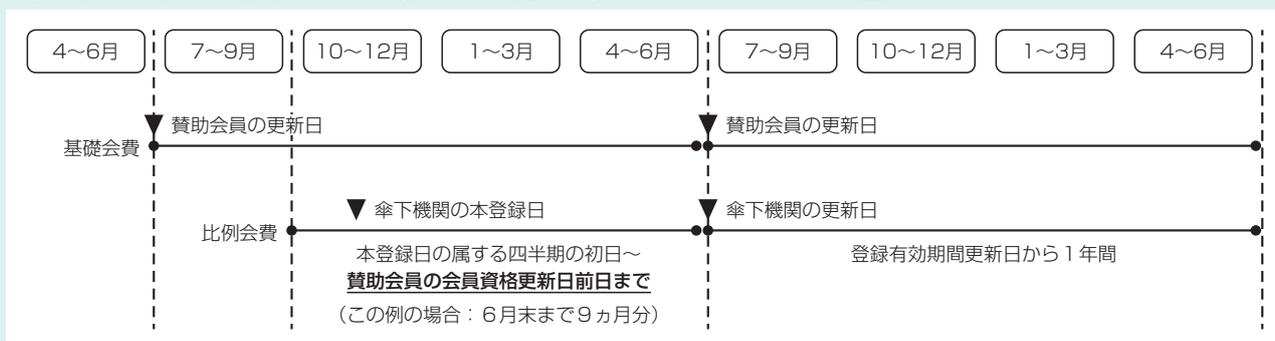
	入会初年度	翌年以降	
	入会日（会員資格の発効日）	会員資格の更新日	会費納入期限
第1四半期（4月～6月）	年会費納入確認の日	4月1日	更新日の月末日
第2四半期（7月～9月）		7月1日	
第3四半期（10月～12月）		10月1日	
第4四半期（1月～3月）		1月1日	

傘下機関の登録有効期間及び比例会費

傘下機関の登録有効期間は、JITCOが傘下機関として登録した日から3ヶ月後の応当日（本登録日という）から所属する賛助会員の会員資格の有効期間の満了日までとなります。比例会費は、本登録日の属する四半期の初日から登録有効期間満了日までの相当額となります。ただし、賛助会員の特典は、登録した日からご利用いただけます。

また、登録有効期間更新後の登録有効期間は、所属賛助会員の資格有効期間と同一となり、基礎会費及び比例会費を年間分同時にご請求させていただきます。

例) 賛助会員の基礎会費請求月（会員資格更新日）が7月、傘下機関本登録日が10月～12月の場合



賛助会員入会の申込み

賛助会員入会のお申込みは随時受け付けております。総務部賛助会員課までお問い合わせください。入会申込書に必要書類を添えてご提出いただき、審査を経て初年度会費の請求書をお届けいたします。初年度会費の入金を確認した日を「入会日」とさせていただきます、入会承認の通知書は入会日以降にお届けいたします。

入会申込書類の
送付先・
お問い合わせ

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング
公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）総務部賛助会員課
TEL:03-4306-1163 / FAX:03-4306-1114

賛助会員規則

第1条 目的

この規則は、公益財団法人 国際人材協力機構（以下「本機構」という。）の賛助会員に関する事項を定め、その運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2条 会員の種類

賛助会員の種類は、個人会員、企業会員及び団体会員とする。
2 団体会員は、商工会議所、商工会、中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。）、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人その他本機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と判断する法人とする。

第3条 入会申込み

賛助会員となろうとする者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出し、入会の申込みをすることができる。

- 1 入会申込書
- 2 登記事項証明書又は住民票の写し
- 3 その他理事長が必要と認める書類

第4条 入会の承認

理事長は、前条に規定する入会の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する者を除き賛助会員として承認することができる。

- 1 入会の申込みの際の表明・確約に関して虚偽の申告をしたと認められる者
- 2 技能実習法第10条に規定する技能実習計画認定の欠格事由又は同法第26条に規定する監理団体許可の欠格事由に該当する者
- 3 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第19条の26第1項（第14号を除く）に規定する登録支援機関の登録拒否事由に該当する者又は特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第4号に規定する特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準に適合しない者
- 4 第12条各号のいずれかに該当すると認められる者
- 5 当該入会が本機構の適正かつ円滑な運営に支障を来すおそれがあると判断される者

第5条 会費の納入

前条の規定により入会の承認を得た者は、第9条に規定する会費（以下「年会費」という。）を納入しなければならない。
2 次条第3項に規定する賛助会員資格の有効期間を更新した際の年会費については、更新日の属する月の末日までに納入しなければならない。
3 既に納入された年会費は、これを返還しない。

第6条 会員資格の発効及び有効期間

年会費の納入を本機構が確認した日を入会日とし、賛助会員の資格は同日から発効するものとする。
2 年会費が請求月の翌月末までに納入されない場合は、入会の意思がないものとみなし入会承認を取り消す。
3 賛助会員資格の有効期間は、入会日の属する四半期の初日から1年間とする。翌年以降は、賛助会員から退会の申し出がなくかつ本機構に異議がない限り、毎年自動更新するものとする。

第7条 理事会への報告

理事長は、新たに入会した会員の名簿を作成し、直近の理事会に報告しなければならない。

第8条 傘下機関

賛助会員が実習監理又は支援等の下にある個人・企業等にその賛助会員資格を準用するためには、本機構に対し傘下機関登録を申し出た上、本機構が傘下機関に登録することを要する。本機構が登録した個人・企業等を「傘下機関」（以下同じ。）という。なお、賛助会員資格の準用は、本機構が傘下機関として登録を完了した日（以下「仮登録日」という。）から発効する。
2 傘下機関の登録有効期間について初回登録時において、仮登録日から3ヶ月経過後の応当日（以下「本登録日」という。）から第6条第3項に規定する当該傘下機関に登録した賛助会員の有効期間の満了日までとし、傘下機関の登録有効期間満了日と賛助会員資格の有効期間満了日を同一に揃えるものとする。また、その更新については、賛助会員から登録抹消の申し出がなくかつ本機構に異議がない限り自動更新するものとする。
3 次条に規定する比例会費（本条において以下同じ。）は、初回登録時は本登録日の属する四半期の初日から前項に規定する傘下機関の登録有効期間満了日までの相当額を請求月の翌月末までに納入しなければならない。また、前項の規定により登録有効期間を更新した際の比例会費は、その登録有効期間更新日の属する月の末日までに納入しなければならない。

第9条 会費

賛助会員の年会費は、個人会員及び企業会員の会費並びに団体会員の会費に区分する。
2 個人会員及び企業会員の年会費は、次の各号に掲げる基礎会費及び比例会費から構成する。
(1) 基礎会費は次に掲げるとおりとする。ただし、基礎会費を納入した個人会員又は企業会員が、賛助会員資格を有する期間中に、次号に定める比例会費を納入する場合は、当該期間中に納入する比例会費から10万円を限度として基礎会費相当分を減額することとする。
① 資本金の額又は出資の総額が3億円超の企業（ただし常時使用する従業員の数が300人以下の企業を除く。） 一口30万円
② 前号以外の企業で資本金の額又は出資の総額が3,000万円以上の企業 一口15万円
③ 資本金の額又は出資の総額が3,000万円未満の企業 一口10万円

- ④ 個人、資本金又は出資金を有しない機関 一口10万円
- (2) 比例会費は、前号に定める金額に当該個人会員又は企業会員の傘下機関（本機構の賛助会員となっている者を除く。）の数を乗じた額の50%とする。
- 3 団体会員の年会費は、次の各号に掲げる基礎会費及び比例会費から構成する。
(1) 基礎会費は、一口10万円とする。ただし、基礎会費を納入した団体会員が、賛助会員資格を有する期間中に、次号に定める比例会費を納入する場合は、当該期間中に納入する比例会費から10万円を限度として基礎会費相当分を減額することとする。
(2) 比例会費は、前項に定める金額に当該団体会員の傘下機関（本機構の賛助会員となっている者を除く。）の数を乗じた額の50%とする。
- 4 賛助会員の年会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

第10条 退会等

賛助会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出しなければならない。
2 理事長は、賛助会員について特段の事情があると認める場合には、一定期間を限って退会を認めることができる。

第11条 会員資格の喪失

賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するときは会員資格を喪失する。
(1) 賛助会員である個人が死亡し、又は企業もしくは団体が解散したとき
(2) 技能実習法の規定により監理団体の許可を取り消されたとき
(3) 長期にわたり会費を滞納したとき
2 理事長は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、理事会の承認を経て、その者の会員資格を喪失させることができる。
(1) 入会の申込みの際の表明・確約に関して虚偽の申告をしたと認められるとき
(2) 入管法の規定により登録支援機関の登録を取り消されたとき
(3) 本機構の名誉を毀損する行為があったとき
(4) その他理事長が本機構の目的に反する行為があったと判断したとき
3 理事長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、本機構に損害を与えたと認められるときはその補償を請求することができる。

第12条 反社会的勢力の排除

賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、賛助会員に通知することなく、理事会の承認を経て、その者の会員資格を喪失させることができる。
(1) 反社会的勢力に該当し、または次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき
① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
(2) 自らまたは第三者を利用して次の①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき
① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を越えた不当な要求行為
③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準じる行為

第13条 改廃

この規則の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

第14条 細則

この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

2014年 6月24日一部改正

附 則

2016年 6月 6日一部改正

附 則

2018年 4月 1日一部改正

附 則

2019年 7月 1日一部改正

附 則

- 1 2020年4月1日一部改正
- 2 この規則改正時点で傘下登録されている傘下機関の登録有効期間については、本規則改正時点での登録有効期間経過後、順次賛助会員資格の有効期間と同一とする。